2020年5月28日　参議院内閣委員会　会議録抄

一般質疑

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。

　官房長官、出席ありがとうございます。

　早速ですが、黒川前検事長の賭けマージャンについてお伺いをします。

　検事長の任命権者は内閣であり、懲戒権は内閣しか持っておりません。総理も官房長官も、この間、懲戒権がある内閣の責任者としての答弁がありませんが、内閣だけが処分を決められる立場にあり、検事総長が処分を決めるのはおかしくないでしょうか。

○菅義偉　内閣官房長官　法令上、検事長に対する懲戒処分を行う懲戒権者は任命権者である内閣であります。監督上の措置を行う措置権者は検事総長ということであります。

　黒川氏の処分については、法務省において必要な調査を行った上で、法務省及び検事総長として、監督の措置として最も重い訓告が相当であると判断し、決定をしたものというふうに承知をしております。その上で、法務大臣から私にその旨の報告がなされ、法務省の訓告の決定に異論がない旨の回答をいたしました。そして、措置権者である検事総長から黒川氏に対し監督上の措置である訓告の処分がなされた、このように承知をしております。

**○岸まきこ**　今官房長官の方から処分の重い訓告というふうにお話がありましたが、しかし、国家公務員の懲戒処分の指針では、賭博をした職員は軽くても戒告、常習の場合は停職となっています。また、検事長のように、職責、つまり管理監督にある人は標準例に掲げる処分の種類よりも重いものでなければなりません。基準と照らし合わせても軽過ぎるのではないでしょうか。

○菅義偉　内閣官房長官　検事長が事案の内容、諸般の事情を総合的に考慮して適正に処分をしたものというふうに承知をしております。処分量定等の詳細については法務省において説明をされている、こういうふうに思います。

**○岸まきこ**　繰り返しの答弁になってしまっているんですが、残念ながら、一般の公務員の場合、賭博を行えば懲戒処分となるんです。しかも、管理にある者は処分が重くなるというのがルールです。だから、真面目に働いている公務員にとって、このことによって風評を受ける可能性もあるということを指摘しておきます。

　しかも、資料の方にお配りをしましたが、今年の一月に、黒川前検事長を、余人をもって代え難いといって無理やり法の解釈を変更し、閣議決定で過去にない定年延長を行いました。しかし、法務省の、資料にも付けておりますが、法務省の調査によりますと、三枚目になります、約三年前から月一、二回程度、金銭を賭けたマージャンを行っていたことが認められているとなっています。

　お聞きしますが、黒川さんから同意を取ったこの一月二十九日時点に法をつかさどる検事長が違法行為を行っているのを知っていたら、一月三十一日の閣議決定、行いましたか。（発言する者あり）

○水落敏栄　内閣委員長　まず事務方からちょっと聞きましょう。事務方から先。

○保坂和人　法務省大臣官房審議官　まず、法務省におきまして、この今回の処分決定について、御指摘のその同意書の関連で申し上げますと、今回の訓告の対象になった事実の本質は、その五月一日頃と五月十三日頃というまさに自粛要請期間中であるにもかかわらず、金銭を賭けたマージャンに及んだことに対する非難が加えられるという点でございます。

　法務省の調査結果を前提といたしますと、その御指摘のありました同意書に署名した時期にも金銭を賭けたマージャンをしていた可能性はあると考えられますけれども、そのこと自体、その時期であったこと自体が処分量定を変える事由とまでは言えないので、その点については考慮しておらないということでございます。

**○岸まきこ**　延長しないですよね。

　再度官房長官にお伺いしますが、それであれば、普通、定年延長の閣議決定まで遡って考えるべきではないでしょうか。

○菅義偉　内閣官房長官　黒川氏については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣からの閣議請議により閣議決定されたという適切なプロセスを得て引き続き勤務させることとしたものであり、この勤務延長自体に問題はなかったものと考えております。

　他方、黒川氏については、法務省において確認した事実に基づき、五月二十一日に必要な処分を行うとともに、翌二十二日、辞職を承認する閣議決定を行ったところです。

　法務省、検察庁の人事案を最終的に内閣として認めたものであり、内閣全体として責任あると考えており、御批判は真摯に受け止めさせていただきたい、このように思います。

**○岸まきこ**　内閣においてもやっぱりちゃんと調査すべきだと思います。

　まだまだ聞きたいところはありますが、時間も限られていますので、この人事及び処分についての経過については、是非この内閣委員会にも提出いただきたい。委員長、お取り計らい願います。

○水落敏栄　内閣委員長　後刻理事会で協議します。

**○岸まきこ**　以上で官房長官への質問は終わりますので、御退席いただいて構いません。

○水落敏栄　内閣委員長　官房長官は御退席いただいて結構です。

**○岸まきこ**　引き続きまして、武田大臣に確認しておきたいのですが、感染症対策、今現在いろんなところで行っています。国、地方共に公務員の皆さんに全力で取り組んでいただいています。様々な制度とか政策というのは国会の中で審議をして予算を付けたりしながらつくっていくものですが、実際にそれを住民とか事業者の皆さんに提供していくのは最前線の労働者であり、公務員がほとんど多くいらっしゃいます。

　今回、国家公務員法が改正になるのは、残念ながら、この検事長問題もあって、疑念とかもいろいろあって見送りとなりました。巻き添えになったことを現場で働く公務員は愕然として、残念であるというような声も私の方に届いております。

　定年延長法案の成立が延びたことへの不安の声もありまして、こんなこともあります。氷河期世代で、やっと就職、公務員となったのに、晩婚となって、子供も年齢が遅くなってから生まれたと。この定年延長がきちんと決まれば、将来的な不安、子供が大学になるときに安定できるんだというふうに期待をしていたのに、今回流れたことによって非常に残念であるということがあります。

　晩婚化、少子高齢社会を表しているものでもありますし、大臣が法案の説明で話していた趣旨も変わるものではないと思います。民間では七十歳まで就業する機会を確保するとして改正高齢者雇用安定法が成立しましたし、公務は今回の検事長問題で二周遅れという実態にあります。民間も公務も人生百年時代に合わせた制度構築が必要です。

　是非大臣にお願いしたいんですが、引き続き長期的視点で推進の方をお願いします。このことについて、お願いします。

○武田良太　国家公務員制度担当大臣　御指摘のとおり、将来の日本を見据えたときに、少子高齢化、それがもとにある生産年齢人口の低下、そうした中でしっかりとした国力を維持するためには、六十歳という年齢だけで線引きするのではなくて、豊富な経験や技術や知識を生かした方々と総掛かりで日本をつくり上げていかなくてはならない、これは将来に対する政治の責任であろうかと思っております。

　これが世間というか社会になじむのにも、今、法案の中では二年間で一つずつこう上げていくということで一定の時間も掛かりますし、将来を見据えた上では今果たしていかなければならない私は問題では、政治課題ではないかなと思っております。

　趣旨、目的同じくする法案と一緒に今国会で提出させていただいたわけでありますから、是非とも国会での御審議をお願い申し上げたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　引き続きこのことについては推進の方をお願いいたします。

　次に、五月二十五日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されました。新しい生活様式というものを打ち出しておりますが、感染対策のモデル地区として、北海道の札幌のすすきのなんですが、実は冊子の方を出していて、感染防止、お店とかでどうやってやったらいいのかというようなことがマニュアル化されています。

　これを見ると、例えば居酒屋の話なんですが、感染防止として、席を間引いてなるべく人が重ならないようにというふうにして、間引いて営業した方がいいというふうになっています。間引くというのは感染予防としては大事なんですが、一方で、営業に直結する課題です。お客さんが減るということは収入の、営業利益が減るということになります。価格を上げるとしても限界があるでしょう。

　西村大臣は、感染対策と経済を両立していくとおっしゃっていましたが、どのように事業者へ支援していくのかというのをお伺いいたします。

○神田憲次　内閣府大臣政務官　お答え申し上げます。

　政府といたしましては、昨日、第二次補正予算の概算を決定いたしたところでございます。緊急経済対策、第一次補正予算と合わせて、財政支出百二十一兆円、事業規模で二百三十四兆円の過去最大の規模となっておりまして、どんな状態が生じても事業、雇用、生活を守り抜くための万全の枠組みとしておるところでございます。本補正予算を速やかに国会に提出させていただき、その早期成立に努めてまいりたいと考えておるところです。

　これらの中で、先生お尋ねの居酒屋などの飲食店に関しましては、実質無利子無担保融資による資金繰り支援、国税、地方税、社会保険料等の納税猶予、最大二百万円の持続化給付金、中小・小規模事業者の家賃負担をより一層軽減するために最大六百万円の家賃支援の給付金の創設、さらに、感染防止対策の投資を行うなど中小・小規模事業者の事業再開への努力を強力に後押しするために持続化補助金の上限を百五十万から二百万程度引き上げる、それから、ゴー・ツー・キャンペーンによって外食等につきましては最大で一人一回千円のポイントの付与など、様々な支援策を講じておるところでございます。

　これらの可能な限り、これらを、今申し上げたような事柄を可能な限り迅速に実行いたしまして、一日も早く必要な支援を事業者の皆様のお手元にお届けできるように全力を尽くしてまいる所存です。

**○岸まきこ**　本当に引き続きいろんな支援の方をお願いします。

　今お話しいただいたゴー・ツー・イートの関係なんですが、このゴー・ツー・イート、オンライン飲食予約サイト経由であればとかという、ポイント付与しますとかというふうになっていまして、なかなか地方になじまないのではないかというふうに思いますので、まだまだ、もっともっといろんな方に支援が行き渡るように、改善の方をお願いすることを要望いたします。

　次に、地方創生臨時交付金についてですが、自治体がそれぞれで使いやすいようにかなり自由度を持っていただいたことは本当に感謝しています。しかし、一方で、自治体の方に聞くと、地域における経済の悪化とか、生活困窮はかなり深刻です。様々な分野にわたって支援をする必要がありまして、やっぱりそれだと額が足りないということを言われています。二次補正でも上がってきていますが、まだ、さらに、予備費十兆円とするならば、もっとこの使い道を限った臨時交付金の方に増額をする方がいいと私は考えていますので、是非増額をお願いします。

　また、自治体が安心して必要な支援ができるようにするために、するのが地方創生です。地方自治法が改正になってから二十年がたちますので、そういった観点からもやっぱり地方を重視すべきだと私は考えます。今必要なのは、地域への大胆な拠出であるというのと、あと細かい話なんですが、臨時交付金の使い方なんですが、もうちょっと事務的なもので改善してほしいというような地方の声もありますので、引き続き自治体の声を聞いていただきたい、そのことについてお伺いいたします。

○長谷川周夫　内閣府地方創生推進室次長　お答え申し上げます。

　地方創生臨時交付金は、感染拡大の影響を受けた事業者や生活者へのきめ細かな支援を始め、地域の実情に応じた自治体独自の取組の財源に柔軟に充てていただけるよう、高い自由度で活用することができる仕組みとしております。

　第一次補正予算成立後、直ちに各自治体に対して地方単独事業分約七千億円について交付限度額を示して、現在各自治体において実施計画策定に取り組んでいただくなど、本臨時交付金を活用した取組が現在順次進められているところでございます。

　昨日、本臨時交付金を二兆円増額し、総額三兆円とすることを盛り込んだ第二次補正予算の閣議決定が行われたところでありまして、今後、都市部、地方部、様々な団体からこの交付金については御意見、御要望をいただいておりますので、そういったことを十分踏まえながら制度の詳細を検討してまいりたいと思っているところでございます。

**○岸まきこ**　是非よろしくお願いします。

　次に、新型インフルエンザのときにはガイドラインを策定していましたが、今回のこの新型コロナに対応したガイドラインについては今後策定するのかをお伺いします。また、ガイドラインに、策定するに当たっては、防災の観点、特に感染症との複合災害を入れるべきだと考えます。このことについてお願いします。

○安居徹　内閣官房内閣審議官　お答え申し上げます。

　新型インフルエンザ等対策ガイドラインは、主に新型インフルエンザへの対処を念頭に置いたものであるため、必ずしも今回の新型コロナウイルス感染症への対策が網羅されているものではございません。

　現在、この新型コロナウイルスの事態の収拾に向けて取り組んでいるところではございますが、その後には、今回の政府の新型コロナウイルス感染症への対応策をしっかりと検証し、それを踏まえた適切な対応をしてまいりたいと考えております。その中で、災害発生時において感染拡大を防止するための留意事項をガイドラインに盛り込むかどうかについては、防災対策の中での対応状況も踏まえながら、専門家の意見も聞いた上で検討してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　これから梅雨時期を迎えます。二〇一七年七月の九州北部豪雨災害とか、二〇一八年六月の西日本豪雨災害とか、昨年の十月の豪雨災害、本当に近年、集中豪雨が甚大な被害をもたらしています。また、大きな地震や火山など、日本においては、どの地域にいても、いつ災害が発生してもおかしくないと言われています。感染症と災害の複合災害について備えておかなければならないのですが、現状として内閣防災の取組をお伺いします。できれば簡単にお願いします。

○小平卓　内閣府大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　大きな災害が発生した場合に備えて、関係省庁と今いろいろと取組をしているところでございます。

　まずは、避難所における新型コロナウイルスの感染症対策が重要という観点から、可能な限り多くの避難所を開設するであるとか、ホテル、旅館の活用を始めとした様々な対応につきまして留意事項をまとめまして、累次自治体宛てに送付をしてございます。

　また、災害が発生した場合には、マスクとか消毒液などといった必要な物資についてプッシュ型支援という形をやろうということに考えてございますけれども、そのほかにも被災自治体への人的応援というのも非常に重要なことだと考えています。

　例えば、政府職員の派遣に当たりましては、三密を避けるであるとか個人の予防措置を徹底するということが重要でありますけれども、内閣府が調査チームを被災自治体に派遣する場合に、例えば感染症予防を図るとか避難所の対応を考えるとかという観点からも、日本赤十字社と協定を結びまして、お医者さんなどに一緒に来ていただきまして現地で対応していただく旨、五月十四日にも協定を結ばせていただいたところでございます。

　いずれにしましても、国と関係自治体の緊密な連携の下、適切な応急対策ができるように、また引き続き関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと思ってございます。

**○岸まきこ**　急ぎ必要なのは、個人が災害時に逃げる場所、避難所です。

　お配りをしておりますが、五ページの方にお配りをしていますが、内閣府の方でも示しているチラシです。持ち物など防災準備、日頃から、これからはコロナ感染にも対応するように考え直すことが必要になってきます。なるべく全員が防災意識を持ってもらって、このコロナ禍における留意点が周知徹底されることが重要になってきます。

　そこで、災害が起きてからでは間に合わないので、どのように周知していくのかをお伺いします。外国人への多言語対応とか、また個人が防災グッズを買いだめたりするとまた品不足が発生してしまいますので、省庁が横断をしてマスクとかアルコール等の必要な物資の流通確保にもお願いします。

○小平卓　内閣府大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　先生からも参考資料としてお配りしていただいておりますけれども、災害が起きると避難所に行かなきゃいけないというふうについつい思いがちですけれども、避難というのは難を避けること、文字どおりそういう言葉でございますので、安全な場所にいる人は避難する必要がない。また、避難先も避難場所や避難所に限るものではなくて、親戚、知人宅が安全であればそういうところも当然対象になるということも含めまして、今回パンフレットなどを作りまして関係するところに周知をさせていただいております。

　チラシについても全部の市町村に今お配りしておりますけれども、ツイッター、ホームページ等でも周知をしてございます。また、日本語だけではやはり外国人の方は読めませんので、今十四か国語に翻訳するべく関係省庁で今作業に取り組んでいるところでございます。

　あと、市中の物資を買い占めしたりするとまた不足するのではないかという観点もございますけれども、流通確保につきましては関係省庁と連携しながら適切な対応に努めていきたいと思ってございますけれども、先ほども申し上げましたが、災害発生時にはやはり不足しているところもあるかと思いますので、こちらの方で調達をしてプッシュ型で支援するというような形での取組を進めてまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　本当にそうなんですよね。今まさに自分の住んでいる地域が安全な場所なのか、何かあったときにどうすればいいのかというのを日頃から考えておくというのが重要で、必ずしも避難所がいいというわけではないということですので、そういうことをきちんといろんな方に周知徹底していくというのが大事です。

　次に、ちょっと質問飛ばしまして、避難所の受入れ準備の方に入っていきたいと思います。

　実際には自治体の方で準備をしていくんですが、これまでの備品、備蓄品では足りないといいますか、これも資料の七ページの方に付けておりますが、このコロナ禍においては、特にここに一覧になっているとおり、衛生用品を備蓄品に入れなくてはなりません。こういったものは基本的には自治体が準備するものなんですが、千七百四十一自治体が全て独自で準備するというのは、やっぱり備蓄の、段ボールベッドとか場所も取りますし、本当にそういうことを考えると難しいです。

　是非とも国が都道府県単位でもう確保しながらすぐ送れるよう準備を進めるべきではないかと思いますし、あわせて、非常用電源とかの通信手段の多重化というのも検討していただきたいです。このことについてお願いします。

○小平卓　内閣府大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　昨年の台風十五号で、千葉県で大規模な停電発生しました。至る所で電気が切れたり通信が途絶をしたりした教訓を踏まえまして、病院であるとか浄水場施設など重要な施設の非常用電源の整備促進であるとか、携帯電話基地局の機能を持続させるための移動電源車の追加配備などを行ってございます。実際に発災時にこういうものがうまく功を奏するように、関係省庁で今段取りを考えつつ、実際に対応できるような取組も進めているところです。

　また、衛生用品の類いにつきましては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、マスク、消毒液、その他もろもろ、様々な物資についてプッシュ型の支援をしていきたいと思ってございます。さらに、その前に、避難所で既に備蓄をどんどん始めていただければと思っておるところでございますけれども、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も可能であると聞いております。昨日、私どもの方から自治体にも通知をさせていただいたところでございます。

　大きな災害が起きないことが望ましいですけれども、それに備えた対応について遺漏なきように進めてまいりたいと思ってございます。

**○岸まきこ**　またちょっと時間もなくなってきたので要望だけしておきますが、避難所のことを考えると、やっぱり感染の疑いがあるとか感染の方が来られるということも考えておくことが必要です。

　やっぱり、避難所のゾーニングを考えておくというのが大事です。学校の体育館とか公民館がほとんど今、全国の避難所になっているんですが、こういうところだと、ゾーンとか動線をしっかり分けることができない地域もあると思います、そういう施設も。なので、早めにその対策等を行っていただきたいというのと、まずは確認ですね、これをしっかりと自治体の方にも周知をしていただきたいと思います。

　特に、細かい話ですけど、トイレで手を洗った後に蛇口をひねろうと思ったらくるくるタイプの蛇口で、また手が、もしかしたらウイルスが付いているかもしれないとかというのは、早く改善をしていかないと、万が一のときにできないので、そういうもののハード面の整備とかもしていくことが必要ですので、是非こういったものに使える予算をお願いします。

　最後に、この日本の感染症対策、体制が不十分であったというのは今後の検証になってくるとは思うんですが、大きな要因は、行政改革イコール人員削減ということだったと思います。国、地方共に人が不足しています。こういった緊急時に対応したくても遅れが生じます。みんなが安心して暮らせる社会とするためにも、公務公共サービスの職場の職員を増やしていくことも必要ですし、あわせて、非正規公務員の処遇改善も目指していくことが必要です。

　武田大臣、最後に、このことについて見解をお伺いします。

○武田良太　国家公務員制度担当大臣　国家公務員の業務内容というのは非常に多岐にわたっておるわけであって、通常時、また、現在のような非常時においても、それぞれの業務に対してしっかりと遂行を果たしていかなくてはならない。一方で、この我が国の厳しい財政事情を考えたときに、常に業務の見直しというものを見詰め直して、定員管理と申しますか、合理化というんか、そうしたものを果たしていかなくてはならないと思っております。

　それは何のためかといえば、その時々に新たな行政ニーズ、需要というのは出てくるわけで、しっかりと現場が機能するように、その動きに対応していける体制をつくっていかなくてはならないと、このように考えております。

　必要な分野において必要なときにおいてしっかりと人員が充実できるように、今後も努めてまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　終わります。